

平成 26 年 1 月 22 日

長崎県地域材活用推進協議会 委員各位

長崎県地域材活用推進協議会
会長 成清 大志郎

木材利用ポイント事業における住宅施工業者の追加登録
説明会の開催について

拝啓、春寒の候、益々ご清のこととお慶び申し上げます。
日頃より木材利用ポイント制度に係る本会の運営につきましては格別のご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、木材利用ポイント事業につきましては、消費税率引き上げによる駆け込み需要の
反動減を回避するため、申請期間が平成 26 年 9 月 30 日まで延長されたところでございま
すが、現在、長崎県では 660 件の施工業者が登録され、また、平成 25 年 7 月 1 日より 12
箇所のポイント交換窓口が設置され、ポイントの発行・交換の受付がスタートし、平成 25
年 12 月末日で発行件数が 182 件、発行ポイント 57,225 千ポイントにのぼっております。
今回、林野庁より住宅施工業者の追加認定申請が 1 月 27 日～2 月 22 日の期間に行われる
ことの通知がありました。

つきましては、当協議会主催で下記により住宅施工業者むけの認定申請に係る説明会を
追加開催致します。

尚、別紙に施工業者向けの案内状兼申込書を同封しておりますので、貴団体でまだ認定
を受けておられない住宅施工業者等の会員様へ周知のご協力をお願い致します。

本協議会としても、木材ポイント事業の申請期間延長及び、説明会の開催の周知につい
て平成 26 年 1 月 25 日、26 日、27 日に長崎新聞において広告致しますので、併せてお知
らせ致します。

敬具

記

日 時： 平成 26 年 1 月 31 日 (13:30～15:00)
場 所： 大村市幸町 25-33 TEL 0957-20-7200
シーハット大村

木材利用ポイント事業説明会 追加開催のご案内

昨年4月より始まりました木材利用ポイント制度がH26年9月30日まで延長されます。木材利用ポイント制度とは、地域材を木造住宅、住宅の内装、外装、木材製品などに活用した場合に木材利用ポイントが発行され、そのポイントを地域の農林水産品等と交換できる制度です。

木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者は、あらかじめ長崎県地域材活用推進協議会(県協議会)に認定申請し、登録工事業者として登録されておく必要があります。このため、事業者等の登録を行っていない場合、ポイントの申請ができなくなります。

既に、昨年度中に一度申請を締め切っておりましたが、1月27日から2月21日までの期間において、改めて追加募集を行います！

木材利用ポイントの付与対象となる工事を行う事業者等として登録を希望される住宅施工業者等を対象に下記のとおり、説明会を開催致します。参加希望者は、下記申し込み用紙に、必要事項をご記入の上、FAXでご返信下さい。

※申し込み締め切りは、1月29日17:00まで

■追加募集 受付期間■ 平成26年1月27日〔月〕～2月21日〔金〕必着

■住宅施工業者向け 申請方法等説明会(追加開催)■

開催日時 : 平成26年1月31日〔金〕13時半～15時

会場 : シーハット大村(長崎県大村市幸町25-33)

参加方法 : 事前申込み制 (下記申し込み欄に必要事項ご記入の上FAX願います)

FAX 0957-25-0193 長崎県地域材活用推進協議会 事務局 小川行き

事業体名		所属・役職	
参加者氏名		TEL FAX	()-()-() ()-()-()

問い合わせ先 : TEL 0957-27-1755 / FAX 0957-25-0193

長崎県地域材活用推進協議会 事務局 小川

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町1122番地6(長崎県森林組合連合会内)

シーハット大村 : 大村市幸町 25-33 TEL : 0957-20-7200 FAX : 0957-20-7203

